法第1645号

令和４年７月15日

公益社団法人・公益財団法人の代表者　様

大阪府知事　吉村　洋文

大阪府所管の公益法人における事業報告等に係る提出書類の

別表Ｈ（１）に関する対応について（通知）

日頃から様々な公益活動を実施されておられることに敬意を表します。

さて、令和３年６月18日に内閣府は「定期提出書類の手引き（公益法人編）（以下「手引き」といいます。）」を改訂し、事業報告等に係る提出書類の別表Ｈ（１）13欄の記載に関して説明が追加（※）されました。

当該改訂内容について、大阪府所管の公益法人における対応は、「監督の基本的考え方」において、法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則としていることを踏まえ、下記のとおりとしますので通知します。

記

・手引きP.55の説明ⓕの（ア）については、例年と変わりませんので、記載のとおり ご対応ください。

・手引き同（イ）（ウ）は、内容を反映させずに作成してください。

（令和３年度分の定期提出書類を作成する場合と同様に、１欄の額がマイナスになっていても問題ありません。）

＜参考＞

|  |
| --- |
| （※）内閣府からの手引き改訂内容  手引きP.55の説明ⓕにて、別表Ｈ（１）13欄には下記（ア）から（ウ）の合計額を記載するように、説明文が変更されました。  （ア） 損益計算書内訳表の公益目的事業会計に計上された収益及び他会計振替額等のうち、　　３欄から12欄に記載されない額。  （イ） （ア）により算定される１欄の額がマイナスの場合には、１欄を０とするために必要な相当額。  （ウ） （ア）（イ）により算定される１欄の額が、別表Ｃ（２）の公益目的の３.から６.の期末帳簿価額の合計額よりも小さい場合には、当該合計額に達するまでの額に相当する額。 |